

特別養護老人ホームやすらぎの里シエスタ(ユニット型個室)

利 用 料 金 表 2026.8～

●介護度別サービス利用料

項 目		介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護給付費対象	施設サービス費	(1日)	670	740	815	886	955
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日)	18				
	精神科医師療養指導加算	(1日)	5				
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	(1日)	12				
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	(1月)	20				
	看護体制加算(Ⅱ)	(1日)	8				
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	(1月)	3				
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※状況により加算(Ⅰ)に変更	(1月)	50 ※加算Ⅰの場合40				
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月)	110				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月)	10				
	排せつ支援加算(Ⅰ)	(1月)	10				
	1日合計		713	783	858	929	998
	①1ヶ月(30日)の合計(円)		21,593	23,693	25,943	28,073	29,940
	介護職員処遇改善加算Ⅰ口		17.6% (上記 ①1ヶ月30日合計に上乘せ)				
	②処遇改善加算合計(円)		3,800	4,170	4,566	4,941	5,269
	地域区分(7級地)		1.4% (上記 ①+②に上乘せ)				
	1ヶ月(30日)の合計		25,749	28,253	30,936	33,476	35,702

※サービス提供体制強化加算は、指定介護老人福祉施設の介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること、また、定員超過利用・人員基準欠如の該当していないこと、のいずれにも適合している場合に算定します。

※精神科を担当する医師に係る加算は、認知症の入居者が全入居者の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師により定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合に算定します。

※個別機能訓練加算(Ⅰ・Ⅱ)は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士(当施設の場合)を1名以上配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていく場合で、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合に算定します。

※看護体制加算(Ⅱ)は看護職員の数が、配置すべき看護職員の数に1を加えた数以上配置され、24時間連絡できる体制を整えている場合に算定します。

※褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)は、入居者に対して国の指標に基づいた評価を行い、褥瘡のリスクを計画的に管理することで算定される加算です。

※科学的介護推進体制加算は、入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。

※口腔衛生管理加算(Ⅱ)は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことが出来るよう口腔衛生の管理体制を整備する為、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施し、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合に算定します。

※介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。これらの加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※地域区分別の単価(7級地10.14円)を含んでいます。

※生産性向上推進体制加算(Ⅱ)は、介護現場の生産性を向上させるために、介護ロボットやICT機器などのテクノロジーを活用し、質の高いケアを提供しながら職員の負担を軽減することを目的としています。

※排せつ支援加算(Ⅰ)は、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援(関係職員が連携し作成した支援計画に基づいた定期的な評価・見直し)を行った場合に算定します。

●食費と居住費

介護 給付 対象 外		食費	居住費	おやつ・飲料代
	1日	1,720 円 1食単価(朝:510円・昼:690円・夕:520円)	2,066 円	250 円 ※飲料のみ 190円
	30日合計(円)	51,600 円	61,980 円	7,500 円

※上記の食費・居住費について、保険者に減額申請を行う事により、本人の所得額に応じて負担額が軽減される制度があります。

		食費(1日)	食費(30日)	居住費(1日)	居住費(30日)
所得 段階	第1段階	300 円	9,000 円	880 円	26,400 円
	第2段階	390 円	11,700 円	880 円	26,400 円
	第3段階①	680 円	20,400 円	1,370 円	41,100 円
	第3段階②	1,420 円	42,600 円	1,470 円	44,100 円
	第4段階	1,720 円	51,600 円	2,066 円	61,980 円

●1ヶ月(30日)の利用料金目安

介護度 段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	68,649	71,153	73,836	76,376	78,602
第2段階	71,349	73,853	76,536	79,076	81,302
第3段階①	94,749	97,253	99,936	102,476	104,702
第3段階②	119,949	122,453	125,136	127,676	129,902
第4段階	146,829	149,333	152,016	154,556	156,782

●その他加算

※必要に応じて一時的に算定されます。利用料金の計算時は1.4%を乗じた額が上乘せになります。

介護給付費対象	加算項目	単位	加算概要
	ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位/月	入所者の日常生活動作(ADL)の維持・改善を目的とし、自立支援や重度化防止の取り組みを行った場合次の①～③いずれにも適合することで算定させていただきます。 ①6か月以上利用の方が10人以上であること。②対象期間においてADLを評価しADL値を測定し、月毎に厚生労働省に提出していること。③利用開始月の翌月から起算して6か月の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が1以上であること。
	ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位/月	次のいずれにも適合することで算定させていただきます。 ①(Ⅰ)①及び②の基準に適合するものであること。②評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。
	初期加算	30/日	入居日から30日間に限り加算。30日を超える病院等へ入院後に再度施設へ戻ってきた際にも対象となります。
	外泊時費用	246/日	病院などへの入院、自宅への外泊等、月6日間を限度として、施設サービス費に変わり、負担して頂きます。
	退所時情報提供加算	250/回	医療機関へ退所する入居者等について、退所後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者1人につき1回限り算定させていただきます。
	若年性認知症入所者受入加算	120/日	若年性認知症利用者ごとに担当者を決め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合加算させていただきます。
	療養食加算	6/回	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事を提供します。
	再入所時栄養連携加算	200/回	入居者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)施設の管理栄養士が入所者の再入所後の栄養管理について、医療機関の管理栄養士と相談の上、適切な栄養管理を行います。
	経口移行加算	28/日	経管による食事摂取中の入所者が経口摂取を進める為に医師の指示の下、栄養管理を行った場合180日を限度として加算。180日以降も継続して医師の指示の下、栄養管理が必要な場合は加算させていただきます。
	経口維持加算(Ⅰ)	400/月	著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方を医師の指示の下経口摂取を継続する為に特別な管理を行った場合、180日を限度として加算させていただきます。
	経口維持加算(Ⅱ)	100/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方を医師の指示の下、経口摂取を継続する為に特別な管理を行った場合、180日を限度として加算させていただきます。経口維持加算(Ⅰ)を算定の場合は、加算されません。
	看取り介護加算	72/日	死亡日45日前～31日前
		144/日	死亡日30日前～4日前
		680/日	死亡日前々日、前日
		1,280/日	死亡日

●その他の費用

介護給付対象外	項目	費用	概 要
	預かり金管理費	通帳管理費50円/日 現金管理費20円/日	金銭出納代行を含む貴重品の管理を行います。
	通信連絡費	110円/月	各書類の通信・連絡費にかかる費用として切手代等
	医療費・薬剤費	必要に応じて実費	処方箋代：青柳医院、調剤代：まつや薬局
	教養娯楽費	必要に応じて実費	個人使用の日用品や行事・レクで必要な物品等
	理美容サービス費	男性：1,000円 女性：1,300円	月2回の理容師・美容師の訪問による理髪・美容を利用頂けます。
	※特別な食事	実費	施設で用意した食事以外を希望される場合（酒類・出前等）
	※その他	実費	インフルエンザ予防接種、外部クリーニング店利用料、商店より購入品、個人使用の日用品・嗜好品等

特別養護老人ホームやすらぎの里シエスタ(ユニット型個室)

利 用 料 金 表(2割・3割負担) 2026.6～

●介護度別サービス利用料

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
項 目						
介護給付費対象	施設サービス費 (1日)	670	740	815	886	955
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日)	18				
	精神科医師療養指導加算 (1日)	5				
	個別機能訓練加算(Ⅰ) (1日)	12				
	個別機能訓練加算(Ⅱ) (1月)	20				
	看護体制加算(Ⅱ) (1日)	8				
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) (1月)	3				
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※状況により加算(Ⅰ)に変更 (1月)	50 ※加算Ⅰの場合40				
	口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月)	110				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月)	10				
	排せつ支援加算(Ⅰ) (1月)	10				
	1日の合計	713	783	858	929	998
	①1ヶ月(30日)の合計(円)	21,593	23,693	25,943	28,073	30,143
	介護職員処遇改善加算Ⅰ口	17.6% (上記 ①1ヶ月30日合計に上乘せ)				
	②処遇改善加算合計(円)	3,800	4,170	4,566	4,941	5,305
	地域区分(7級地)	1.4% (上記 ①+②に上乘せ)				
	1ヶ月(30日)の合計	25,749	28,253	30,936	33,476	35,944
	2割負担合計(円)	51,498	56,506	61,872	66,952	71,889
	3割負担合計(円)	77,247	84,759	92,808	100,428	107,833

※サービス提供体制強化加算は、指定介護老人福祉施設の介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること、また、定員超過利用・人員基準欠如の該当していないこと、のいずれにも適合している場合に算定します。

※精神科を担当する医師に係る加算は、認知症の入居者が全入居者の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師により定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合算定します。

※個別機能訓練加算(Ⅰ・Ⅱ)は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士(当施設の場合)を1名以上配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていく場合で、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合に算定します。

※看護体制加算(Ⅱ)は看護職員の数が、配置すべき看護職員の数に1を加えた数以上配置され、24時間連絡できる体制を整えている場合に算定します。

※褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)は、入居者に対して国の指標に基づいた評価を行い、褥瘡のリスクを計画的に管理することで算定される加算です。

※科学的介護推進体制加算は、入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。

※口腔衛生管理加算(Ⅱ)は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことが出来るよう口腔衛生の管理体制を整備する為、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施し、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合に算定します。

※介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。これらの加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※地域区分別の単価(7級地10.14円)を含んでいます。

○生産性向上推進体制加算(Ⅱ)は、介護現場の生産性を向上させるために、介護ロボットやICTなどのテクノロジーを活用し、質の高いケアを提供しながら職員の負担を軽減することを目的としています。

○排せつ支援加算(Ⅰ)は、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援(関係職員が連携し作成した支援計画に基づいた定期的な評価・見直し)を行った場合に算定します。

●食費と居住費

介護 給付 対象 外		食費	居住費	おやつ・飲料代
	1日	1,720 円 1食単価(朝:510円・昼:690円・夕:520円)	2,066 円	250 円 ※飲料のみ 190円
	30日合計(円)	51,600 円	61,980 円	7,500 円

○1ヶ月(30日)の利用料金目安

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2割負担	172,578 円	177,586 円	182,952 円	188,032 円	192,969 円
3割負担	198,327 円	205,839 円	213,888 円	221,508 円	228,913 円

●その他加算

※必要に応じて一時的に算定されます。利用料金の計算時は1.4%を乗じた額が上乗せになります。

	加算項目	単位	加算概要
介護給付費対象	ADL維持等加算（Ⅰ）	30単位/月	入所者の日常生活動作（ADL）の維持・改善を目的とし、自立支援や重度化防止の取り組みを行った場合次の①～③いずれにも適合することで算定させていただきます。 ①6か月以上利用の方が10人以上であること。②対象期間においてADLを評価しADL値を測定し、月毎に厚生労働省に提出していること。③利用開始月の翌月から起算して6か月の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が1以上であること。
	ADL維持等加算（Ⅱ）	60単位/月	次のいずれにも適合することで算定させていただきます。 ①（Ⅰ）①及び②の基準に適合するものであること。②評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。
	初期加算	30/日	入居日から30日間に限り加算。30日を超える病院等へ入院後に再度施設へ戻ってきた際に対象となります。
	外泊時費用	246/日	病院などへの入院、自宅への外泊等、月6日間を限度として、施設サービス費に変わり、負担して頂きます。
	退所時情報提供加算	250/回	医療機関へ退所する入居者等について、退所後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者1人につき1回限り算定する。
	若年性認知症入所者受入加算	120/日	若年性認知症利用者ごとに担当者を決め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合加算させていただきます。
	療養食加算	6/回	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事を提供します。
	再入所時栄養連携加算	200/回	入居者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）施設の管理栄養士が入所者の再入所後の栄養管理について、医療機関の管理栄養士と相談の上、適切な栄養管理を行います。
	経口移行加算	28/日	経管による食事摂取中の入所者が経口摂取を進める為に医師の指示の下、栄養管理を行った場合180日を限度として加算。180日以降も継続して医師の指示の下、栄養管理が必要な場合は加算させていただきます。
	経口維持加算（Ⅰ）	400/月	著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方を医師の指示の下経口摂取を継続する為に特別な管理を行った場合、180日を限度として加算させていただきます。
	経口維持加算（Ⅱ）	100/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方を医師の指示の下、経口摂取を継続する為に特別な管理を行った場合、180日を限度として加算させていただきます。経口維持加算（Ⅰ）を算定の場合は、加算されません。
	看取り介護加算	72/日	死亡日45日前～31日前
		144/日	死亡日30日前～4日前
		680/日	死亡日前々日、前日
		1,280/日	死亡日

●その他の費用

介護給付対象外	項目	費用	概 要
	預かり金管理費	通帳管理費 50 円/日 現金管理費 20 円/日	金銭出納代行を含む貴重品の管理を行います。
	通信連絡費	100円/月	各書類の通信・連絡費にかかる費用として切手代等
	医療費・薬剤費	必要に応じて実費	処方箋代：青柳医院、調剤代：まつや薬局
	教養娯楽費	必要に応じて実費	個人使用の日用品や行事・レクで必要な物品等
	理美容サービス費	男性：1,000円 女性：1,300円	月 2 回の理容師・美容師の訪問による理髪・美容を利用頂けます。
	※特別な食事	実費	施設で用意した食事以外を希望される場合（酒類・出前等）
	※その他	実費	インフルエンザ予防接種、外部クリーニング店利用料、商店より購入品、個人使用の日用品・嗜好品等